



人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

2025年10月1日以降保険始期用

住宅用

宅建ファミリー

すまいの保険 NEO

賃貸住宅入居者総合保険

この保険は賃貸住宅入居者向けの家財保険です。

お客さまの家財の補償に加え貸主や第三者への賠償責任の補償も含まれています。



お問い合わせ（お客さま専用）

フリーダイヤル
0120-0810-62

（受付時間：平日9:00～17:00）

万一事故が発生した場合

フリーダイヤル
0120-0810-75

遅滞なく上記フリーダイヤルへご連絡ください。（365日24時間対応）

⚠ ご注意

※
ご退去される場合は、保険契約の解約または住所変更のお手続きをお願いします。

共同保険について

この保険は、弊社および株式会社宅建ファミリーパートナーの共同保険としてお引受けし、両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者である弊社は、株式会社宅建ファミリーパートナーの業務および事務の代理・代行を行います。



株式会社宅建ファミリー共済

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11 住友不動産九段北ビル
ホームページ：<https://www.takken-fk.co.jp>

K00308-300000-202504(TP)

ご契約にあたってのご注意

- ご契約に際しては、重要事項説明書（「契約概要」および「注意喚起情報」）を必ずご一読の上、内容を充分にご確認ください。
- ご契約内容が“お客さまのご希望に沿った内容となっていること”、“お引受けするご契約の内容や保険金額が適切であること”をご確認いただきため、保険契約申込書の「お客様のご意向・お申込み内容等確認欄」につきましても、必ずご回答いただきますようお願いいたします。
- 契約タイプは、別にお渡しする保険料表または保険契約申込書に記載の契約タイプ一覧表よりお選びください。
- この保険の被保険者（入居者本人）または被保険者（入居者本人）と同居する方が、この保険と同一の損害を補償する他の保険等を契約している場合には必ずお申出ください。（他の保険契約が弊社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。）
- 弊社では、地震保険のお引受けはできません。
- 事故が起きたとき、または退去などご契約内容に変更が生じたときは、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に弊社の承認が必要ですのでご相談ください。
- この保険には、ご契約を申し込まれた日、または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際に、重要事項説明書に記載の「クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について（クーリングオフ説明書）」をご確認ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

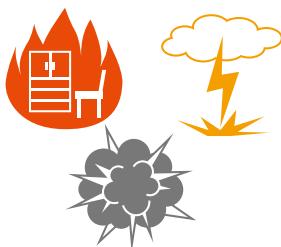
すまいの保険 NEO 賃貸住宅入居者総合保険

家財補償

借用戸室に収容された被保険者所有の家財に、
次の①から⑧までの事故によって損害が生じた場合に家財保険金をお支払いします。

①

火災、落雷、
破裂・爆発



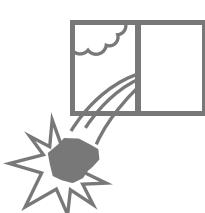
②

風災、ひょう災、雪災



③

住宅外部からの
物体の落下、飛来など



④

漏水などによる
水濡れ



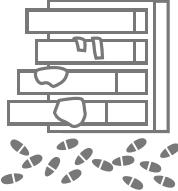
⑤

騒じょう・集団行動等に
伴う暴力行為



⑥

盗難による
盗取、損傷、汚損



※100万円限度

⑦

通貨・預貯金
証書の盗難



※通貨20万円限度
預貯金証書200万円限度

⑧

水災



※床上浸水等の場合に支払い

費用補償

残存物取片づけ費用
①～⑤の事故により保険金が支払われる場合に、損害を受けた残存家財の取片づけに必要な費用
[家財保険金×10%限度]

地震火災費用保険金

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で住宅が半焼以上または家財が全焼した場合
[家財総合補償保険金額×5%]

賃借・宿泊費用

①～⑥および⑧の事故により住宅または住宅建物の損害が半損以上の場合、または住宅建物が損害を受け飲用水、電気、ガスの供給停止または排水設備、生活用通路の使用不能により居住することができない場合に臨時に生じる費用
[1事故につき家賃月額（共益費を除く）の3か月分相当額または30万円のいずれか低い額限度]

損害防止費用

①の事故の損害の発生または拡大の防止のための費用
[実費]

保険金をお支払いする主な例

- 調理中、鍋に火が入り火災を起こし、家財が焼失してしまった。
- 大雨で川が氾濫し、借用戸室の床上浸水により家財が汚損してしまった。
- 落雷によりテレビが故障してしまった。
- 台風で窓ガラスが割れ、雨水の吹込みによりテレビ・衣服などに損害が発生した。
- 上の階からの漏水によりパソコンが故障してしまった。
- アパートの駐輪場に置いてあった自転車を盗まれてしまった。

保険金をお支払いできない主な例

- 地震により家具やテレビが倒れ破損してしまった。
- 誤ってテレビを落として破損してしまった。
- 落雷によりパソコン内のデータが消失してしまった。
- 窓を閉め忘れたため、雨水の吹込みによりテレビが故障してしまった。
- 買い物中に店先に置いた自転車を盗まれてしまった。

賃貸住宅入居者の皆様をさまざまな災害や事故からお守りします

このパンフレットは補償内容の概略を紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり」をご覧ください。

修理費用等

取付けガラス・洗面台・便器・浴槽修理費用

不測かつ突然的な事故により損害が発生し、借用住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に修理した費用

[1事故につき30万円限度]



ドアロック交換費用

かぎの盗難、もしくはドアロックへのいたずらによりドアロックを交換する費用

[1事故につき3万円限度]



給排水管の凍結

凍結により損壊または使用不能となった場合の修理、解凍費用

[1事故につき10万円限度]



遺品整理費用

被保険者の死亡により賃貸借契約が終了する場合の遺品整理費用

[1事故につき50万円限度]



特殊清掃費用

被保険者が借用住宅内で死亡したことにより、汚損等の損害が生じた場合の清掃、消臭、消毒費用

[1事故につき50万円限度]



修理費用

①～⑥の事故により借用住宅に損害が生じた場合の修理費用 [1事故につき100万円限度]

保険金をお支払いする主な例

- イタズラで玄関ドアの鍵穴に異物を詰められてしまったため、ドアロックを交換した。
- 凍結により水道が使用不能になってしまった。
- トイレの棚から物を落として、便器を破損してしまった。
- 寒暖の差による自然現象により網入窓ガラス^(※2)にヒビが入ってしまった。
- 化粧品を落としてしまい、洗面台を破損してしまった。
- 室内の間仕切りドアのガラス^(※2)を割ってしまった。

保険金をお支払いできない主な例

- 家具を移動中に誤って内壁や床を損傷させてしまった。
- 外出先で鍵を紛失してしまい、ドアロックを交換した。
- 老朽化により給湯器が破損してしまった。
- 浴室ドア(アクリル・樹脂板)を割ってしまった。

※1 家主との契約に基づき、または緊急的に自己の費用で現実に修理した場合に限られます。

※2 保険契約証記載の住宅に取り付けられた板ガラスで、鏡を除きます。

賠償責任補償

借家人賠償責任(貸主)

借用住宅が火災などにより損害を受け、住宅の所有者(貸主)に対する法的上の損害賠償責任を負担した場合



個人賠償責任(第三者)

日本国内において日常生活に起因する偶然な事故等により法律上の損害賠償責任を負担した場合



保険金をお支払いする主な例

- 洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床が水びたしになり床に損害を与えてしまった。
- 火災を起こし、借用戸室を焼失させてしまった。
- トイレをつまらせて水漏れを起こし、階下の入居者の家財に損害を与えてしまった。
- 自転車で他人にぶつかりケガを負わせてしまった。
- ベランダから植木鉢を落としてしまい、隣家の駐車場の車を傷つけてしまった。

貸主へ

貸主へ

第三者へ

第三者へ

第三者へ

保険金をお支払いできない主な例

- 部屋を著しく汚したため原状回復費用を請求されてしまった。
- 友人に借りたブランドバッグにキズを付けてしまった。
- 自動車を運転中、他人にケガを負わせてしまった。
- 勤務中に会社のノートパソコンを落として壊してしまった。

【賃貸住宅入居者総合保険の概要】

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
家財保険金	① 火災、落雷、破裂・爆発	実際の損害の額(再調達価額) ただし、家財総合補償保険金額が限度	【保険の対象とならない次の物等に生じた損害】 <ul style="list-style-type: none">自動車、船舶および航空機通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、商品券、チケット類等(通貨、預貯金証書は盗難による損害が生じた場合を除く。)稿本、設計書、図案、ひな型、型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物商品、営業用什器、備品その他これらに類する物貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再調達価額が30万円を超える物(盗難による損害が生じた場合を除く。)テープ、カード、ディスク、ドラマ等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物動物および植物
	② 風災、ひょう災、雪災		
	③ 住宅外部からの物体の落下、飛来、衝突等		
	④ 漏水、放水、いっつによる水濡れ		
	⑤ 騒じょう、集団行動、労働争議		
水災	⑥ 盗難*による盗取、損傷、汚損 ※所轄の警察署あてに被害届出を行い、受理された場合	実際の損害の額(再調達価額) <ul style="list-style-type: none">1事故につき100万円限度貴金属、腕時計、宝玉、宝石、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品は、1個または1組の損害の額が30万円を超える場合、その損害の額を30万円とみなす	【保険金をお支払いできない主な場合】 <ul style="list-style-type: none">各保険金共通戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金を除く。)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	⑦ 保険契約証記載の住宅内における通貨・預貯金証書 ^{*1} の盗難 ^{*2} ※1 預貯金証書は、預貯金先に被害届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された場合 ※2 所轄の警察署あてに被害届出を行い、受理された場合	実際の損害の額 <ul style="list-style-type: none">通貨: 1事故につき20万円限度預貯金証書: 1事故につき200万円限度	
	⑧ 床上浸水	実際の損害の額(再調達価額) <ul style="list-style-type: none">1事故につき家財総合補償保険金額の30%限度	
費用保険金	残存物取扱費用保険金 (上記①~⑤の場合)	実費 <ul style="list-style-type: none">家財保険金×10%限度	『家財保険金／費用保険金』 <ul style="list-style-type: none">保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反事故の際に生じた盗難保険の対象が屋外にある間に生じた盗難(住宅に併設の専用駐輪場または一戸建ての敷地内に収容される自転車または原動機付自転車の盗難は支払い対象)
	地震火災費用保険金 (地震等による火災で保険の対象を収容する住宅が半焼以上または保険の対象が全焼の場合)	家財総合補償保険金額×5%	
修理費用保険金等	賃借・宿泊費用保険金 (上記①~⑥および⑧の事故により住宅または住宅が属する建物の損害が半損以上となった場合または住宅が属する建物が損害を受け、飲用水、電気、ガスの供給停止または排水設備もしくは生活用通路が使用不能になったことにより、住宅に居住することができなくなった場合)	実費 <ul style="list-style-type: none">1事故につき家賃月額(共益費を除く)の3か月分相当額または30万円のいずれか低い額限度	『修理費用保険金等』 <ul style="list-style-type: none">保険契約者、被保険者、住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
	損害防止費用 (上記①の場合)	実費 <ul style="list-style-type: none">損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用	
修理費用保険金等	修理費用保険金 (上記①~⑥の事故により損害を受けた住宅またはその住宅に備え付けの貸主所有の家財を貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合)	実費 <ul style="list-style-type: none">1事故につき100万円限度	『家財保険金／費用保険金／ドアロック盗難事故交換費用保険金』 <ul style="list-style-type: none">保険の対象・カギの置き忘れ、紛失または不注意による廃棄修理費用保険金／取付けガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金／給排水管凍結損害修理費用保険金住宅を貸主に明け渡す際の原状回復に必要な修理費用および明け渡した後に発見された住宅の損壊に対する修理費用
	取付けガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金 (不測かつ突発的な事故により損害を受けたため住宅の貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合)	実費 <ul style="list-style-type: none">取付けガラス・洗面台・便器・浴槽それぞれ1事故につき30万円限度	
各種賠償責任保険金	給排水管凍結損害修理費用保険金 (給排水管が凍結により損壊または使用不能となつた場合)	実費(解凍費用を含む) <ul style="list-style-type: none">1事故につき10万円限度	『取付けガラス・洗面台・便器・浴槽不測かつ突発的な事故修理費用保険金』 <ul style="list-style-type: none">不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害
	ドアロック盗難事故交換費用保険金 (カギが盗難にあった場合)	ドアロック交換費用の実費 <ul style="list-style-type: none">1事故につき3万円限度	
各種賠償責任保険金	ドアロックいたずら事故交換費用保険金 (ドアロックがいたずらによって損壊し使用不能となった場合)	ドアロック交換費用の実費 <ul style="list-style-type: none">1事故につき3万円限度	『借家人賠償責任保険金』 <ul style="list-style-type: none">被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害住宅の改築、増築または取りこわし等の工事によって生じた損害住宅を貸主に引渡した後に発見された住宅の損壊に起因する損害賠償責任
	特殊清掃費用保険金 (住宅内における被保険者の死亡を直接の原因として汚損等の損害が生じた場合)	特殊清掃費用の実費 <ul style="list-style-type: none">1事故につき50万円限度	
各種賠償責任保険金	遺品整理費用保険金 (被保険者の死亡を直接の原因として住宅の賃貸借契約が終了する場合)	遺品整理費用の実費 <ul style="list-style-type: none">1事故につき50万円限度	『個人賠償責任保険金』 <ul style="list-style-type: none">被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任被保険者相互間で発生した事故による身体の障害または財物の損壊に起因する損害賠償責任被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用者を除く。被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任排気(煙を含む)または廃棄物によって生じた損害賠償責任給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他既設の設備・装置類の欠陥、劣化またはさびに起因する損害賠償責任被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
	被保険者ならびに被保険者と同居する親族および賃貸借契約上の同居人が日常生活に起因する偶然な事故により被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任	損害賠償金 <ul style="list-style-type: none">1事故につき賠償責任補償保険金額限度	
各種賠償責任保険金	住宅の使用、管理に起因する偶然な事故により被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任	訴訟費用、弁護士費用等 <ul style="list-style-type: none">全額	特殊清掃費用、遺品整理費用の実費 <ul style="list-style-type: none">1事故につきそれぞれ50万円限度
	特殊清掃費用賠償責任保険金 遺品整理費用賠償責任保険金 (特殊清掃費用保険金または遺品整理費用保険金を支払う場合において、住宅の貸主による直接請求権に基づく損害賠償請求を受けた場合)		

- この保険は「再調達価額」(同じものを再取得するために必要な金額) 基準で保険金額を限度に実際の損害額をお支払いします。
 - 上記以外の保険金をお支払いできない場合については、普通保険約款および特約をご確認ください。
 - このパンフレットは保険の概要を説明したものです。この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問合せください。
 - この保険の保険料は、所得控除(年末調整)の対象とはなりません。